

専門実践教育訓練明示書

講座の名称	歯科技工士科		
実施方法	① 通学 (<u>昼間</u> ・ 夜間 ・ 土日) ② 通信 スクーリング(回数 回)		
指定講座番号			
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間	過去一年の講座実績	入講者数(37人) 修了者数 (32人)
昭和47年 4月 1日	令和 4年 3月 31日まで		
訓練期間	24ヶ月	総訓練時間	1,944時間
1. 教育訓練目標			
①取得目標とする資格の名称、目標レベル	<input checked="" type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 (歯科技工士) <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 () <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム () <input type="checkbox"/> 専門職大学院 () <input type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム () <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 () <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 () <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 () 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等		
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	厚生労働省		
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	本学に2年間以上在籍し、卒業に必要な科目、総授業時間(2,375時間)を修了したことにより卒業が認定されること、かつ歯科技工士法(昭和30年8月16日法律第168号)第14条及び第16条の規定に基づき、厚生労働大臣が省令で定める科目、時間を修了すること。		
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	歯科技工業界 ～ 歯科技工所が一番多く、歯科医院、歯科材料・医療機器メーカーや販売会社などへ就職する。将来的には歯科技工所を独立開業する人もいる。		
2. 教育訓練の内容			
教科 (カリキュラム)	時間	使用教材名	
歯科英語	28 時間		
造形美術概論	45 時間		
情報リテラシー	49 時間		
コミュニケーション学	25 時間		
ビジネス能力	19 時間		
歯科技工管理学	64 時間		
歯の解剖学	16 時間		
歯の解剖学 乳歯と永久歯の形態学	114 時間		
歯の解剖学 口腔解剖	19 時間		
歯の解剖学 口腔組織発生学	16 時間		
顎口腔機能学	58 時間		
歯科理工学 無機・有機	99 時間		
歯科理工学 金属・成形・安全性	81 時間		
有床義歯技工学 総論	16 時間		
印象採得と咬合採得に伴う技工作業	77 時間		
クラスプとバーの製作	92 時間		
有床義歯の製作	244 時間		
有床義歯技工学 総合	16 時間		
クラウン	20 時間		
ブリッジ	16 時間		

2. 教育訓練の内容		
教科 (カリキュラム)	時間	使用教材名
クラウンとブリッジの製作	284 時間	
歯冠修復技工学 総合	32 時間	
矯正歯科技工学	92 時間	
小児歯科技工学	92 時間	
歯科技工の基本	62 時間	
臨床歯科技工	132 時間	
全部床義歯の人工歯排列・歯肉形成	72 時間	
臨床見学	64 時間	
合計	1,944 時間	
3. 受講者となるための要件 (この講座を受講するために必要とされている条件など)		
①受講するに当たって必要な実務経験等	特になし	
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	高等学校を卒業した者 学校教育法施行規則80条に定めた高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者	
③その他	特になし	
〔特記事項〕		

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	32	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	34	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	32	人	受験率(③/②)	94.1	%
④ ③のうち合格者数	31	人	合格率(④/③)	96.9	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	29	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	1	人	就職・在職率(⑤+⑥/②)	88.2	%

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		32	人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	1	人	②A: 就業者計	1
	2 非正社員、派遣社員	0	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 非就業	31	人	②B: 非就業者計	
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	0	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	1
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0	人		
	3 社内外の評価が高まる	0	人		
	4 円滑な転職に役立つ	1	人		
	5 趣味・教養に役立つ	0	人		
	6 その他の効果	0	人		
	7 特に効果はない	0	人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	11	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	31
	2 希望の職種・業界で就職できる	14	人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	5	人		
	4 趣味・教養に役立つ	0	人		
	5 その他の効果	0	人		
	6 特に効果はない	1	人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	29	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	31
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	2	人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	19	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	32
	2 おおむね満足	13	人		
	3 どちらとも言えない	0	人		
	4 やや不満	0	人		
	5 大いに不満	0	人		

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

・今までの受給者については、早期に就職ができ、勤務状況も安定している。(前年度修了者に受給者はいなかった)

専門実践教育訓練明示書

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法	
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・修了認定基準を上回れば、教育訓練目標に対する技能・知識のレベルに達している。 ・修了認定基準のレベル達成度把握・測定方法については、6(4)に記載。
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	
6. 受講効果の把握方法	
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・学科試験は各学年の前期・後期毎に実施することを原則とする。(学則第25条) ・学科試験は原則として、各科目の所定の履修時間もしくは授業時間の5分の4以上出席していない者は受験することができない。(同第26条) ・試験の成績が60点未満は評定が不可となる。(再試験を実施することがある) ・各学年ごとに、当該学科の出席すべき時間の5分の4以上の出席、履修すべき科目の成績評定がすべて可以上、授業料その他諸納付金を完納している者に進級を認定する。(同第34条)
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・学科試験の方法は、各学科目ごとに筆記試験、実技試験、又はレポート等により行う。(同27条) ・各学科目ごとの試験の成績評価が60点以上に達した者は、履修した学科目について合格したものと評定する。成績評定は、秀 90点以上、優 80点以上90点未満、良 70点以上80点未満、可 60点以上70点未満、不可60点未満とする。不可の者については、再試験を実施することがある。(同28条、30条) ・実習成績の評価は、教育課程に基づいて行う。所定の実習時間の5分の4以上の実習を行っていない者は、その評価を受けることができない。実習成績の評価は、学科試験の成績評価に準ずる。(同31条)
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・出席すべき時間の5分の4以上出席していること。 ・履修すべき科目の成績評定がすべて可以上であること。 ・授業料、その他諸納付金を完納していること。 ・以上に該当する者について、各科の職員会議に附して卒業を認定する。(学則第35条)
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・最終学年の各学科目ごとの試験の成績評価が60点以上に達した者は、履修した学科目について合格したものと評定する。成績評定は、秀 90点以上、優 80点以上90点未満、良 70点以上80点未満、可 60点以上70点未満、不可60点未満とする。不可の者については、再試験を実施することがある。(学則第28条、30条) ・実習成績の評価は、教育課程に基づいて行う。所定の実習時間の5分の4以上の実習を行っていない者は、その評価を受けることができない。実習成績の評価は、学科試験の成績評価に準ずる。(同31条)
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法	
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の小テストや実習等の状況を見ながら、補習が必要な者には適宜補習を実施する。 ・放課後、教室や図書室を開放し、わかる学生がわからない学生を教えるなどのグループ学習や、個人学習を支援する。
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例：資格取得関連情報や資格関連職種の人事情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・国家試験対策としては、初年度より、国家試験を意識した問題への取り組みを行い、問題形式や水準に慣れさせる。 ・最終学年では、模擬試験や過去問題に取り組み、十分な解説を行うことで理解度向上を図る。成績不振者には苦手科目の補習を行い、苦手克服を図る。 ・就職対策としては、最終学年前期で就職に向けた講習会を開催し、就職への意識付けを行う。求人は多いので内定までそれほど時間を要しないが、なかなか内定がもらえない者については、個別に指導を行い、教員が就職先の紹介も行う。

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

8. その他の事項																
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	学校法人博多学園 (代表者名: 八尋 太郎)															
住所及び連絡先	福岡市東区水谷1丁目21番1号		TEL 092-672-5080													
施設名称及び施設長名	博多メディカル専門学校 (施設長: 刀根 啓明)															
住所及び連絡先	福岡市博多区千代4丁目32番1号		TEL 092-651-8001													
苦情受付者	氏名 本荘 文男 所属 事務室	事務担当者	氏名 本荘 文男 所属 事務室													
連絡先	TEL 092-651-8001	連絡先	TEL 092-651-8001													
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		2,400,000 円													
支払い方法 ① 一括払 ② 分割払 ③ 両方可能	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)		300,000 円													
	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)	2,100,000 円	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>第1期</td><td style="text-align: right;">525,000 円</td></tr> <tr><td>第2期</td><td style="text-align: right;">525,000 円</td></tr> <tr><td>第3期</td><td style="text-align: right;">525,000 円</td></tr> <tr><td>第4期</td><td style="text-align: right;">525,000 円</td></tr> <tr><td>第5期</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>第6期</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(うち、必須教材費</td><td style="text-align: right;">0 円)</td></tr> </table>	第1期	525,000 円	第2期	525,000 円	第3期	525,000 円	第4期	525,000 円	第5期	円	第6期	円	(うち、必須教材費
第1期	525,000 円															
第2期	525,000 円															
第3期	525,000 円															
第4期	525,000 円															
第5期	円															
第6期	円															
(うち、必須教材費	0 円)															
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		777,100 円													
	① 任意の教材費 (税込額)		297,000 円													
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)		0 円													
	③ 施設維持費 (税込額)		200,000 円													
	④ その他 (研修旅行積立、学生会費等) (税込額)		280,100 円													
	3. 総額 (1+2) (税込額)		3,177,100 円													